

京都府文化財保存活用大綱策定専門家会議設置要綱

(設置)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第183条の2第1項の規定に基づき、京都府教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める「文化財保存活用大綱」（当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱）の策定に関し、専門的見地から有識者の意見を聴くため、「京都府文化財保存活用大綱策定専門家会議」（以下「専門家会議」という。）を設置する。

(委員)

第2条 専門家会議の委員は、文化財の保存及び活用に関し学識経験を有する者その他適当と思われる者11人以内で構成する。

2 委員の任期は令和2年3月31日までとする。

(委員の役割)

第3条 専門家会議の委員は、文化財保存活用大綱の策定等にあたり、専門的見地から意見を述べるものとする。

(座長)

第4条 専門家会議に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 座長は、議長として専門家会議の議事を運営する。

3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 専門家の会議は、教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が招集する。

2 教育長は、必要があると認めるときは、専門家会議に専門的知識のある者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、専門家会議の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。